

私は、大阪維新の会 大阪市議員団を代表し、平成26年の議員提出議案第28号、大阪戦略調整会議の設置に関する条例案の継続審査に反対の立場から討論を行います。

我が会派はこれまでの財政総務委員会や本会議において、この条例案の問題を縷々指摘し、とても真っ当な条例案とは言えないとした上で、否決すべきという態度を示してきましたが、提案会派の自民党を除く、他会派からは、この条例案に関する、真摯な議論もなく、わざわざ、1月30日の本会議においても、継続審査とすることに決したにも関わらず、それ以降、一度もこの案を議題にしようという提案もなく、議論も行われず、今に至っているのが現状です。

しかも、本条例が、今議会で、継続審査になったところで、行政実例上、継続審査の終期は当該議会議員の任期中に限定されているので、4月29日をもって廃案となってしまいます。廃案となるのを分かりながら、議論もせずに放置して、賛否の態度を示さず、継続審査する意味が分かりません。

そもそも、廃案とか、継続審査の前に、本条例案によると、施行日はH27年4月1日となっており、施行日まで半月もないのに、いまさら継続審査とすることを考えると、提案者の自民党さんも纏めるべく動いていない現状を見て、端からの条例を可決させる気があるのかどうか疑問を持ちます。というか、何がしたいのか全く分かりません。

府市の関係性や住民自治の在り方など、大阪の根源的な問題を解決したいのであれば、この大阪会議に関しても、きちんと議論し、賛否を求めるところまで、努力したり、総合区の在り方をちゃんと提案したりした上で、都構想の対案とするならまだしも、口では対案があると言いながら、その実、行動を起こさない姿は、まるで「やるやる詐欺」そのものです。

対案とか、総合区も検討とか、真摯な議論をとか言うのは、簡単ですが、いざという局面になっても、何もしないのがこれまでの議会です。

引き合いにだして申し訳ありませんが、先日、公明党さんの4年前と今年のマニフェストに合わせて、我が会派より議員定数削減案を上程させて頂きましたが、議論もせずに否決されました！挙句、都構想を先に終わらせてからとか、総合区の区割りを作ってからとか、言い訳をしておりますが、では何故4年前のマニフェストに定数削減を掲載し、そこから具体案を何も提示してこなかったのでしょうか？ 他党も昔から、都構想だスーパー政令市だ特別市だと、口では大阪の根源的な問題を解決するための方法論を言うものの、結局 具体的なものは出てこず、まさに口だけの「やるやる詐欺」に終始しております

大阪都構想に関しては、総務大臣も特段の意見無し・総理大臣も意義があるとまで言っているにかかわらず、端から反対の態度を示し、作成過程に違法性があるというような屁理屈までつけて、否決しようとするのに対して、条例そのものに違法性がある、この大阪会議の条例案に関しては、ろくな審査もせず、賛否の態度を示そうともせず、粛々と流そうとする姿勢を、議員各人ご自身で見られて、議会人として公平性・客観性を担保できていると思えますか？ 公平と思えるなら、そ

う思える皆さんの感性が本当にうらやましい限りです。

この条例案の施行日は、2週間後の4月1日です！継続審査にすると廃案になるんです！だったら、ちゃんと真摯に結論を出すよう、行動してください！

我々は真摯な議論や議論の収束に向けた行動を求めますが、皆さんが、何もできないのは無理もありません。これは私の邪智かもしれませんが、そもそも、他会派の皆様も、大阪会議に関しては、やり過ぎで、違法性が高いと認識しているのではないかなと想像しております。

しかし、友党の大阪自民党が都構想の対案として、大阪会議を出した手前、否決されては、都構想の優位性が高まるので、何も言えなくなっているのでしょうか。なので、継続審査とする気持ちは理解できませんが、そうせざる得ない政治家としての皆さんの立場には一定理解を示します。

さて、ここで、本条例案の問題点をおさらいしたいと思います。そもそも問題点が多すぎるので、簡単にいくつか挙げさせてもらいます。

・まず、地方自治法上の調整会議が、事務の処理について必要な協議をおこなう機関であるのに対して、大阪会議は、出席者の過半数をもって議決し、かつ その結果に拘束力を付与する意思決定機関となっていること。

・次に、自治法上の調整会議は、都道府県と政令市の一対一の関係を想定していますが、大阪会議は大阪府・大阪市・堺市の三者合同となっており、取り扱うべき事務や議題が不明確なこと。これによって、例えば大阪市の事を、大阪府・堺市陣営の過半数を以って、議決できるなど、自治権を無視する意思決定が行える機関となってしまっていること。

・また、自治法上の調整会議は、主体は首長で、首長に構成員の設定権が付与されていますが、大阪会議の構成員は、そもそも首長3人に対して、議員27人であり、多数決条項や、議決への拘束力を鑑みても、議員側に権限が偏りすぎであること。

・また、自治法上の調整会議は、例えば、教育委員会などの、首長に執行権限が属さない事項は、執行権限を有する委員長を構成員に加えるものとしていますが、大阪会議では、首長以外の執行権を有するものが、構成員ではなく参考聴取人に留まっているため、執行権者が議決に加われず、議決事項の取り扱いがどうなるか意味不明なところ。

・大阪会議は、会議で合意・決定された事項について、市長は議会に議案を提案し議決を求めなければならないという条文があり、首長の議案提案権を侵害するものになっていること。

・条例により、首長に会議議決へ従う義務を付与しても、自治法上、首長に議案提案権がある以上、議決の法的拘束力はなく、結局 事案の関係首長と関係議会の合意がないと、事案は進まないため、二重行政を解消できる根拠が全くないこと。

このように、問題点を挙げるときりがなくて、ここらへんにしておきますが、

先日の国会における、高市総務大臣の見解や足立衆議院議員の指摘も、我が会派の代表質問で報

告したように、大阪会議は、地方自治法上の調整会議に相当するものとしながら、完全に調整会議が求めている趣旨を逸脱している上、法律にも違反する内容を孕んだ、問題だらけの条例案であり、継続審査するようなものでもなく、即刻否決すべきものであります。

法律的にも、もちろん問題ですが、加えて、この大阪会議の考え方こそ、大阪府市の根源的な二重行政・二元行政を生む要因であることも説明したいとおもいます。

先ほども述べたように、地方自治法改正では、首長は調整会議の構成員として、必置ですが、あくまで議員は首長が必要と認めるときに、加えることができる任意のメンバーであり、そのメンバーも各議会において選挙で選ばれることになっているのが法律に書いてあるところです。

ところが、大阪会議は、地方自治法を越えて、議員が過半数、もっといえば、大阪市・堺市の政令市の議員だけで過半数を握ることが可能な会議体であるため、例えば2つの政令市の意見のみで、大阪府下の広域行政を担おうと思えば、担えることになってしまうのです。

つまり政令市議に付託されている仕事以上の権限を持つことが可能な非常に危ない条例です。こんなものが本当に府や他の市町村の方に理解されるとお思いでしょうか？衛星市民からしたら、民意も付託していない政令市議に広域行政を任せるなんて、迷惑でありえない話としか思えません。

先ほどの、首長に議案提案を義務化している条文と合わせて考えると、二元代表制を越えて議会サイドが首長を超えた権限を持ち・かつその上で広域行政は政令市議の意見が最も大きなものになることとなります。

つまり、市会議員なんて、各行政区のエリア代表の内の一人にしかすぎないのに関わらず、その人間が府下の広域行政を指揮できてしまう内容のメチャクチャな条例になってしまっているのです。

市域外の大阪府民の付託も受けていないし、広域行政を争点として選挙に当選したわけでもないのに、政令市議が、そこに介入することが可能な条例を作る時点で、政令市議が広域的な権限を過剰に欲しようとする素性が見て取れます。

権限・財源を求めるのが、政令市議の性！といえる以上、政令市議が、広域行政の主たる担い手となる、本条例案を上程し、それを否定しない、他会派の皆さんの態度を見るに、大阪府と大阪市という自治体を残しておいて、根本的な府市の二重行政が解消できるわけがないという想いを、改めて確信しました。

何度も言うように大阪会議は、議論の場と言いながら、議論しても最後は多数決、その多数決で決めた事務の遂行を首長に義務化しても、地方自治法を冒すため、実質的な拘束力はなく、二重行政は解消されません。

それどころか、そもそも、この条例案自体、A4・4ページのものであり、何ら決まっていなかったらけに関わらず、これで何かが決まり・何かしら問題解消ができるようなことを謳うことこそ、市民をミスリードしていると、言わざるを得ません。

特別区設置協定書に関しては、協定書に明記されていないことがあると、「不安だ」「府が信じられない」というような、抽象的な批判を言いつばなしにするのに対し、何も定められておらず、何も決められていない、本条例案に関しては、何も批判しない意味が分かりません。

少なくとも、協定書は事務や財政調整・資産の配分に至るまで、明記しております。それに対し、この中身のない大阪会議は、本当に、都構想の対案として継続審査するようなものでしょうか？

色々、述べてきましたが、間もなく本条例案の施行時期を、迎えるに当たり、もしこうした瑕疵だらけの条例すら否決できず、適切な指摘すらしないのであれば、本大阪市会は、議会の持つべき公平性を失っているとしか言えず、その自浄能力は著しく低いものと理解します。

都構想と大阪会議の客観的な分析や判断を行わず、自分たちの身分を危ぶめる都構想のみ頭から否定し、自身に都合悪い対案に関してはスルーするような議会ではあってほしくないですが、そうであれば、やはり住民から遠く、市民不在の本大阪市会を廃止し、より住民に身近でチェックが働く区議会へ移行することが望ましいと考えます。

よって、議員各位におきましては、本条例案の継続審査に反対し、都構想の住民投票に向けて、議論を集約化されることを望みます。

以上、反対討論とさせていただきます。 ありがとうございます。